法　律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成二十一年十一月三十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第八十六号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表（第六条関係）

イ　行政職俸給表㈠

職員の区分 ＼ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500	532,800
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600	536,000
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700	539,200
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800	542,400
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800	545,600
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900	548,100
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000	550,600
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100	553,100
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100	555,600
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200	557,500
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300	559,300
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400	561,200
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400	563,000
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800	564,500
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200	566,000
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600	567,500

第十一条の十第一項第一号中「第三号」を「次号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「第一号又は第二号に掲げる職員のうち第三号に掲げる職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に、「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第十九条の四第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の百四十を」を「百分の百二十五を」に、「百分の九十」を「百分の八十」に改め、同条第三項中「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百二十」を「百分の百二十、」に、「百分の六十五」を「百分の六十五、」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」に、「百分の九十」を「百分の八十を」に、「百分の五十」を「百分の四十五を」に改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の七十五」を「百分の七十」に改める。

第二十二条第一項中「三万五千三百円」を「三万五千二百円」に改める。